

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社テクノ菱和と称し、英文ではTECHNO RYOWA LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消防、防災、排煙、汚物および廃棄物処理等の建築設備の設計、監督、施工、修理、保守、ならびに運転管理
- ② 恒温恒湿、空気清浄、冷却、加熱、除湿、乾燥、脱臭等の環境調整設備の設計、監督、施工、修理、保守ならびに運転管理
- ③ 冷凍、冷蔵、製氷、工業用冷却装置等の低温設備の設計、監督、施工、修理、保守、ならびに運転管理
- ④ 各種生産用配管設備の設計、監督、施工、修理、保守、ならびに運転管理
- ⑤ 半導体製造施設の周辺付帯設備の設計、監督、施工、修理、保守、ならびに運転管理
- ⑥ 前各号に関連する土木、建築工事の設計、監督、施工、修理ならびに保守
- ⑦ 前各号に関連する機器類の製造、販売ならびに輸出入
- ⑧ 建築物の設計および工事監理
- ⑨ 情報通信システム、ソフトウェアの企画、開発、販売、保守、施工、レンタルならびにそれらに伴う機器類の販売およびレンタル
- ⑩ 通信回線の構築ならびにそれに伴う機器類の販売
- ⑪ 生命保険の募集、損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- ⑫ 不動産の売買、管理および賃貸
- ⑬ 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- ⑭ 発電および電気の供給に関する事業

⑯ 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、7,999万4,522株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(定時総会、臨時総会)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合隨時招集する。

2. 株主総会は、本店所在地または東京都各区内において開催する。

(招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた代表取締役が招集する。

2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、

他の取締役が招集する。

(議長)

第14条 株主総会においては、取締役会の決議によって定めた代表取締役が議長となる。

2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、必要に応じ取締役会長、取締役副会長各1名を

選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた代表取締役が招集し、議長となる。

2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
3. 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に

定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定めた代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当を支払う。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改正日 2022/06/28

2017/06/28

2013/06/27

2012/06/28

2009/06/26
2008/06/27
2006/06/29
2005/06/29
2004/06/29
2003/06/27
2002/06/27
1998/06/26
1997/06/27
1993/06/29
1992/06/26
1989/06/29
1989/02/27
1985/02/27
1984/02/28
1982/02/26
1976/02/27
1975/01/29
1972/01/29
1970/01/30
1966/11/12
1963/04/15
1963/01/30
1961/01/27
1958/07/20
1957/04/16
1956/06/01
1951/10/01
1949/12/07